

令和4年度「京都市商店街地域資源活用事業」実施業務委託募集要項

令和4年度「京都市商店街地域資源活用事業」実施業務（以下「本委託業務」という。）の委託について、公募型プロポーザル方式により、受託候補者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務

令和4年度「京都市商店街地域資源活用事業」実施業務

2 委託業務の内容

別添委託仕様書のとおり

3 契約形態

委託契約とする。

4 委託契約期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日まで

5 委託契約金額の上限

金9,300,000円（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 委託料の支払

原則として、業務完了後に精算払いとするが、業務完了前に資金が必要等の理由がある場合には、概算払いとする。

7 参加資格

参加しようとする者は、法人又は法人以外の団体とし、本公募を開始した日の前日を基点として、下記(1)から(6)に掲げる資格要件の全てを満たすこと。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有する者であること。

ア 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き1年以上営業を行っていること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 本公募に係る書類提出期限の日から契約締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (3) 本委託業務と類似業務の実績を有すること。
- (4) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 共同事業による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)、(2)、(4)、(5)、(6)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、上記アに加え、上記(3)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - エ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - オ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又は別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

8 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を提出すること。

用紙はA4判（図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可）とする。

なお、提出書類については、応募者に無断で、本委託業務の受託候補者の選定以外の目的で使用しない。

ア 参加意思表明書（様式1） 1部

イ 企業の概要等が分かる書類（会社案内等） 6部

ウ 共同事業体の構成員名簿（様式自由） 6部 ※ 共同事業に限る。

共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。

エ 企画提案書等 6部

(ア) 企画提案書（様式自由）

- ・ 業務実施体制
- ・ 業務全体スケジュール
- ・ 各支援事業における取組案

等、仕様書の内容を踏まえ審査基準を参考に資料を作成し、提出すること。

(イ) 類似業務の実績（様式自由）

業務名称、契約期間、業務実績、契約金額等を記載すること。

オ 令和元年度から令和3年度までに自社で制作したチラシなどの広報物 6部
複数におよぶ場合は、それぞれ6部提出すること。

カ 見積書 6部（正本1部、複写5部）（様式自由）

提案する業務一切に係る積算根拠を明示すること。

(2) 提出期限

令和4年3月28日（月）（消印有効）

(3) 提出方法

下記(5)の担当所属まで郵送により行うこと。

(4) 提案募集に関する質疑

ア 質疑受付期限

令和4年3月15日（火）午後5時まで（必着）

イ 質疑の方法

質問を記載した書面を下記(5)の担当所属にメール、FAX、郵送のいずれかにより提出すること。

なお、必ず電話で受信を確認すること。

ウ 質疑に対する回答

全ての質疑及び回答は、令和4年3月18日（金）までに京都市情報館（本市公式ホームページ）に掲載する。

(5) 担当所属

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（担当：羽室，山田）

（電話）075-222-3340

（FAX）075-222-3331

（メール）chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp

(6) 注意事項

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。

オ 次のいずれかに該当する場合は無効とすることがある。

（ア）提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

（イ）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

9 受託候補者の選定

(1) 選定方法

別紙「令和4年度『京都市商店街地域資源活用事業』実施業務に係る受託候補者選定審査基準」に基づき、受託候補者を選定する。

また、必要に応じて、応募者にヒアリング（プレゼンテーション）を求める場合がある。その場合には、別途通知する。

なお、参加者が1社のみであっても、プロポーザルは成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、審査後、全ての応募者に対し、書面により通知する。

また、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由を京都市情報館に掲載する。

なお、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

10 受託候補者との協議と契約締結

本市が提示する仕様書及び受託候補者の企画提案書等を基に、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次いで評価の高かった者と順次協議を行い、合意に達したときには、その者（ただし、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。）と契約することとする。

11 スケジュール

内 容	期 限 等
募集開始	令和4年3月11日（金）
質疑受付期限	令和4年3月15日（火）午後5時
質疑に対する回答	令和4年3月18日（金）
提案書類提出期限	令和4年3月28日（月）消印有効
ヒアリング・審査結果の通知	令和4年3月下旬～令和4年4月上旬
委託契約の締結	審査結果通知後速やかに実施 （令和4年4月上旬予定）

※応募者へのヒアリングは、必要に応じて実施する。

12 その他重要事項

(1) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、その名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

(3) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。

(4) 本件調達に係る予算が成立しないときは、本プロポーザルは無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。また、京都市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても同様とする。